１．計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、名勝白山公園の指定地とする。ただし、指定地に隣接する「今後保護を要する範囲」は、白山公園の一部であり、名勝白山公園の保存・活用に際し一体的な検討が必要であること、加えて文化財保護の万全を期するため、将来的に追加指定が想定される。このことから、計画の対象範囲に加えるものとする。

なお、名勝白山公園は、都市計画法に基づく白山風致地区内に所在しており、名勝指定地周辺の環境保全に資する行為規制が図られている。名勝指定地の外に位置するが、白山公園成立の歴史的経緯や眺望などの観点から一体的に保全を図るべき範囲（周辺環境を保全する範囲）として、白山風致地区を位置付けるものとする。

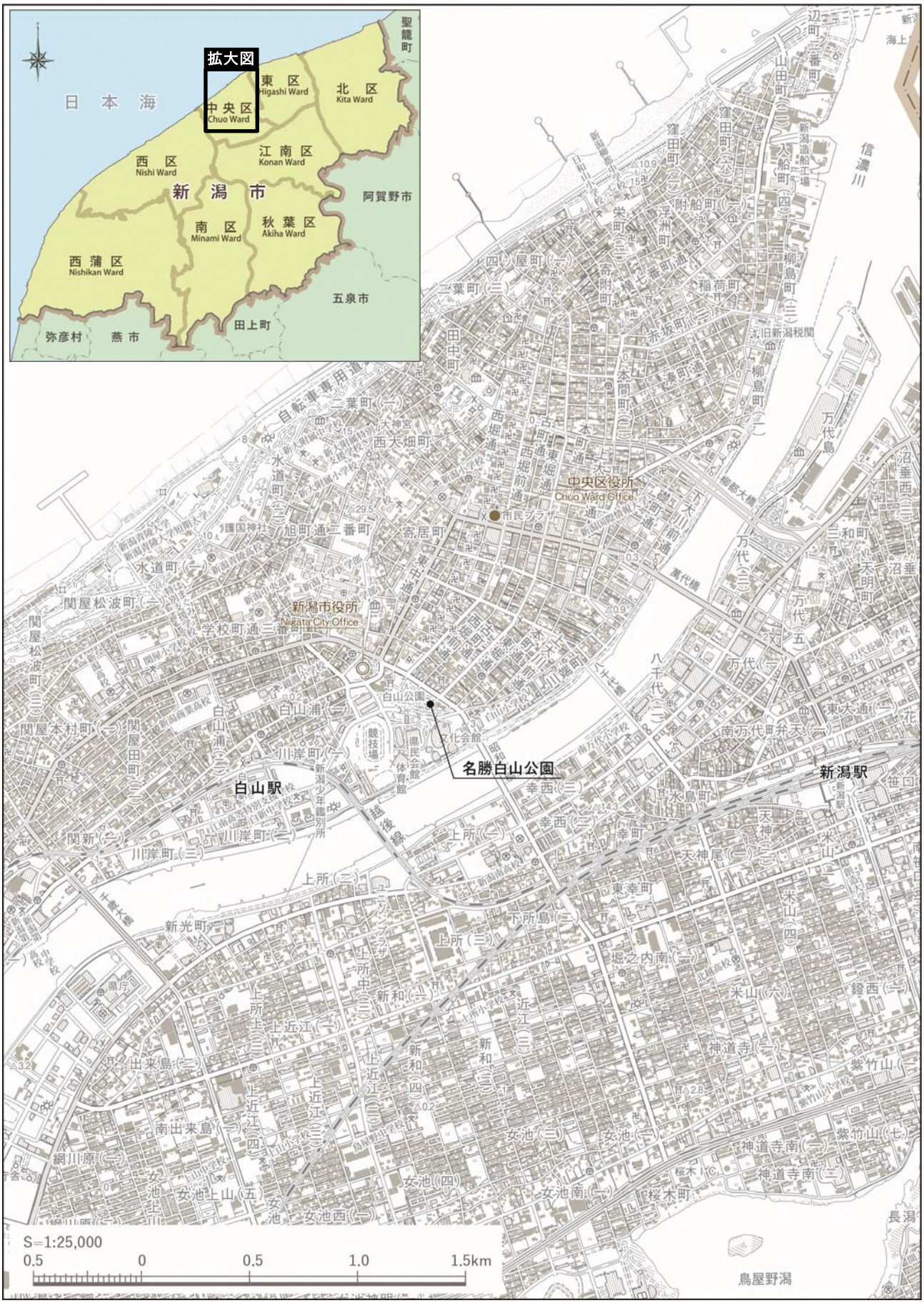


図１　名勝白山公園の位置

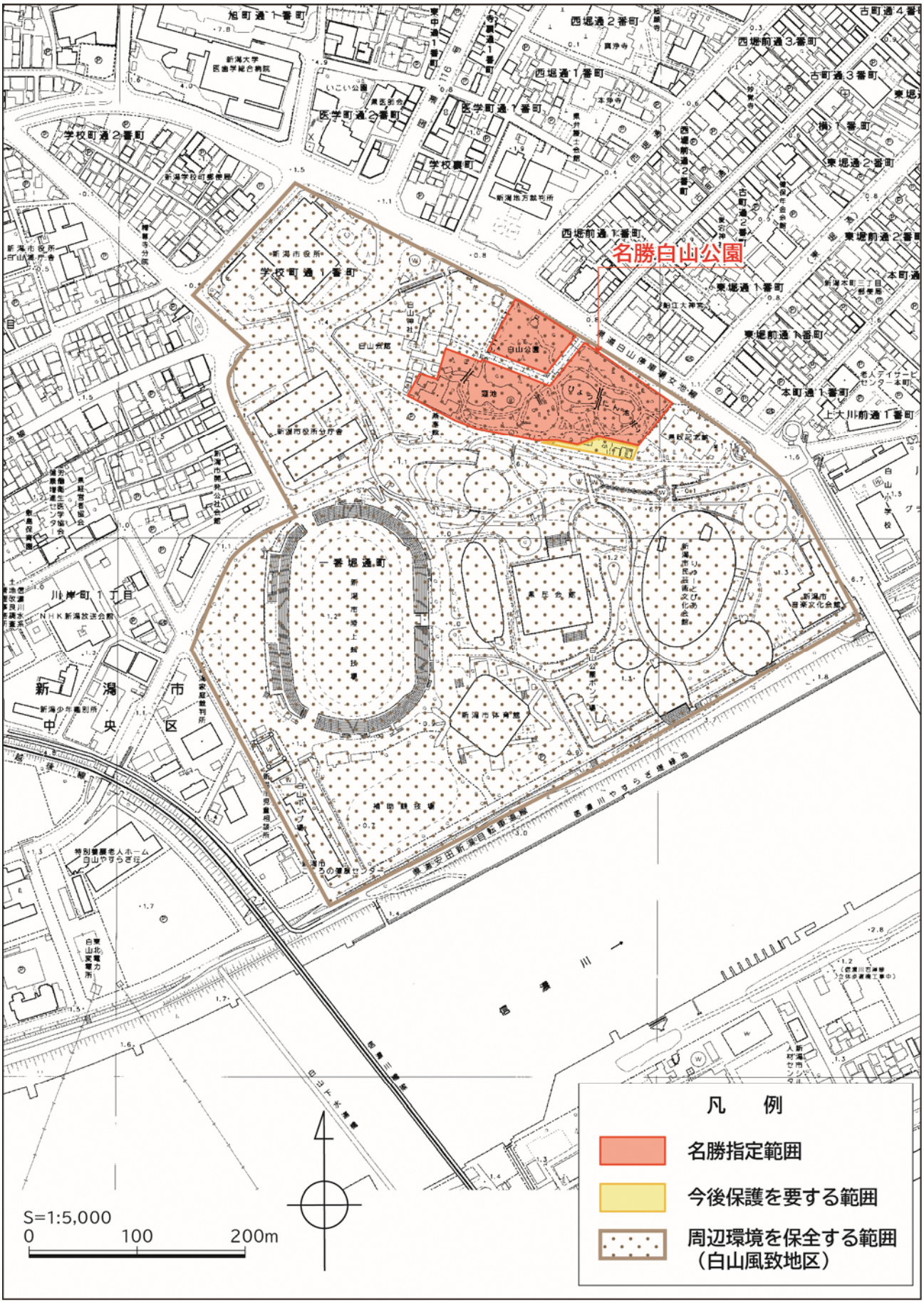


図２　名勝白山公園の計画対象範囲

２．指定の状況

（１）指定告示

名勝白山公園は、文化財保護法第 109 条第一項に基づき、平成 30 年（2018）10 月 15 日に指定された。（文部科学省告示第 190 号）

なお、指定地は国有地であり、指定時は財務省所管であったが、現在は文部科学省に移管されており、新潟市が使用許可を受けて都市公園として管理している。このことから、令和２年（2020）に管理団体として新潟市が指定された。

○名勝白山公園の概要

【名　　称】　白山公園　（はくさんこうえん）
【指定年月日】　平成 30 年（2018）10 月 15 日
【所　在　地】　新潟県新潟市中央区一番堀通町
【地　　番】　１番２、１番５
【面　　積】　１６，９５９㎡
【所　有　者】　国有地（文部科学省）　※平成 30 年（2018）の指定時は財務省所管
【指 定 基 準】　名勝の部　一．公園、庭園
【管 理 団 体】　新潟市　（管理団体の指定年月日は、令和２年（2020）３月 10 日）

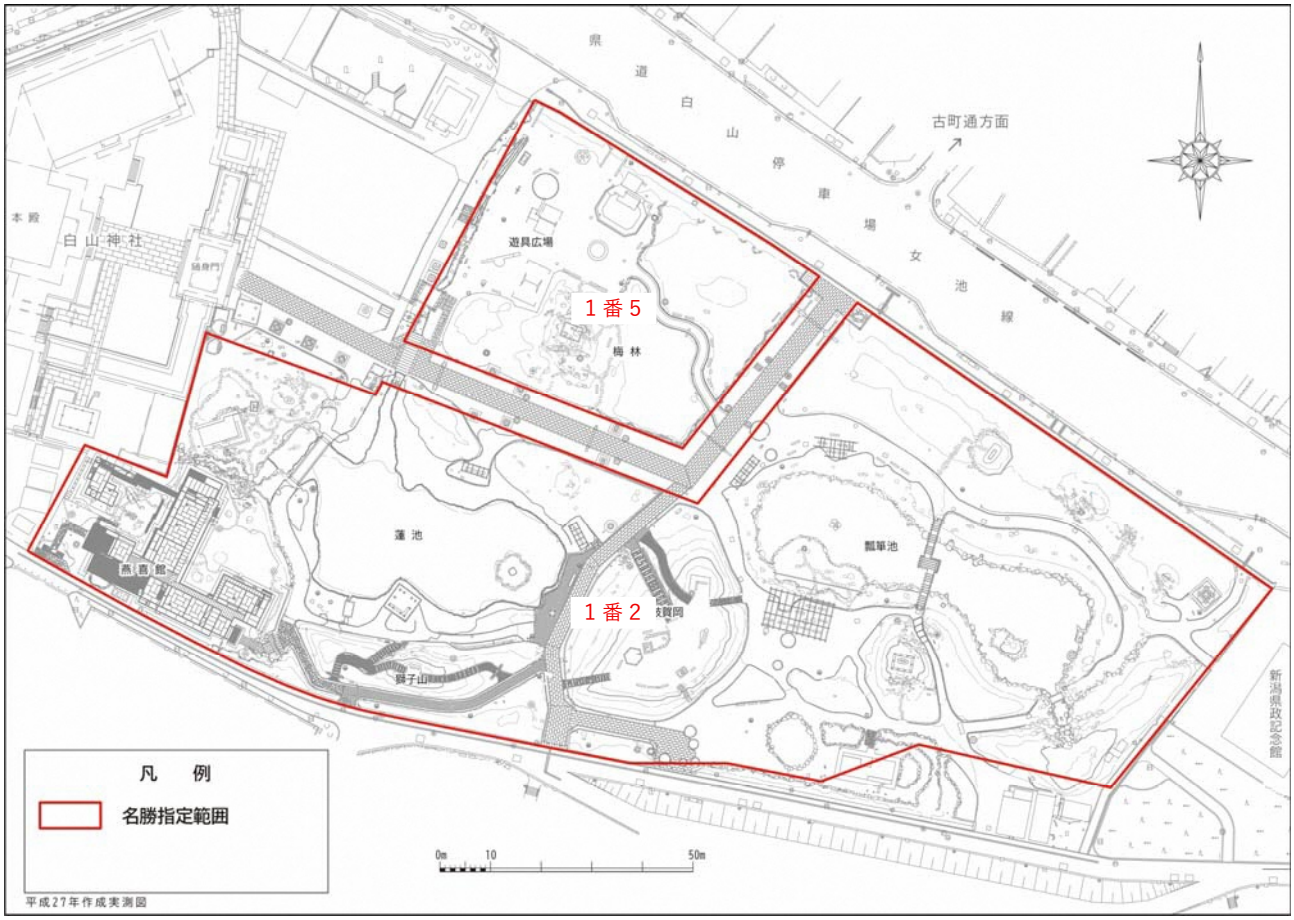


図３　名勝白山公園指定範囲図

（2）指定説明

以下は、「月刊文化財」（文化庁文化財部監修・平成 30 年（2018）9 月号）に掲載された白山公園の指定説明である。

白山公園は新潟市の市街地中心部に位置する。新潟総鎮守白山神社に隣接し、元々は白山神社の境内地であった。

白山神社は当初は現在と異なる場所にあったと伝わる。詳細については良く分かっていないが、越後国を描いた正保 2 年（1645）の国絵図に「白山島（はくさんじま）」という島が描かれていることから、17 世紀半ばには白山島に移っていたと考えられている。当時の境内地は信濃川の河口にできた白山島の中州全域で、対岸に新潟町があった。江戸時代の新潟は信濃川河口の湊町として発展したが、17 世紀の中頃には新潟町と白山島の間に土砂が堆積し、湊の機能が維持できなくなったため、明暦元年（1655）に新潟町は白山島とその隣の寄居島に移転した。新潟町の移転により白山神社の境内地は新潟町の南端部分のみとなったが、敷地が信濃川に面していたことから、回米の保管のために町人が神社から土地を借りて蔵を建て、境内地には「島蔵（しまぐら）」と呼ばれたそれらの蔵が並んでいた。

明治 5 年に県令として着任した楠本正隆（くすもとまさたか）は、前年の上知によって官有地となった白山神社旧境内地に公園を造営することを決める。この地は信濃川に面し、川越しに弥彦山（やひこやま）や角田山（かくだやま）、越後山脈を望む景勝地で、白山祭（はくさんまつり）などでにぎわう新潟町民の行楽の場でもあった。島蔵や境内社（末社）等を撤去した後、「白山遊歩場（はくさんゆうほじょう）」として造成するための工事が開始された。施工にあたっては、新潟の実業家である荒川太二（あらかわたいじ）が監督に当たり、彼の出身地である新潟県三条町の庭師が携わったと伝わるが、その詳細については良く分かっていない。

明治 6 年 1 月に太政官布告第 16 号が出され、公園の設置が奨励されると、全国の著名な寺社の旧境内地等が公園となった。建設中の「白山遊歩場」も申請により、国内最初の都市公園の一つとして認可された。この時、白山公園以外の公園は、基本的に旧来の寺社境内地をそのまま公園としたものであったが、白山公園はこの時期に新たに造成工事を行って整備したものであり、これは白山公園の大きな特徴と言える。

明治 6 年に公園の入口に建てられた「新潟遊園碑（にいがたゆうえんひ）」には、楠本による公園造成はオランダの公園に倣ったもので、県民の心身を壮健にするものであると刻まれている。この碑に示されているように、白山公園は、開設当初は「新潟遊園」と呼ばれた。やがて「新潟公園」もしくは「白山公園」の呼称が用いられるようになったが、その後「白山公園」が一般的となり、大正 5 年の新潟市公園条例制定の頃には、正式に「白山公園」となった。

造営は明治 5 年に始まったが、完成時期ははっきりしていない。明治 8 年 12 月付けの、楠本の後任の県令である永山盛輝（ながやまもりてる）への事務引継書には「現在工事はほぼ終わった」とあるが、その後も整備工事は続いていたようである。

具体的な工事としては、築山及び園池の整備、樹木や花卉（かき）の植栽、庭石及び石燈籠の設置などが行われ、当時の記録には、亭 2 つ、庭石 590 個、石灯籠 24 基、ランプ 6 基等の整備のほか、古松 85 本、稚松（わかまつ）1,050 本等を植栽したとある。その後、明治 11 年に明治天皇の新潟県巡幸が発表されると、後に「美由岐賀岡（みゆきがおか）」と呼ばれる築山が蓮池の東の端に設け

られた。この築山は川縁に造られ、そこからは信濃川とその向こうの弥彦山や角田山を望むことができた。また、公園の入口にあった「新潟遊園碑」をそこに移して野立所を建てた。地割の主要な部分は、この頃完成したと考えられ、その後現在まで大きく変わることなく維持されている。

県民の心身を壮健にする目的で造られた白山公園であったが、やがて集会の場としても使われるようになる。明治 27 年には明治天皇銀婚祝典、同 29 及び同 37 年には、それぞれ遼東半島還付紀念大会、旅順戦勝祝勝会が開かれ、その後も様々な集会や式典等が行われた。

地割の主要な部分は大きく変化していないものの、時代を経るにつれ変わった部分もある。白山公園開設以来全域が公園地となっていた白山神社旧境内地であるが、大正 9 年に公園地と神社境内地が分けられた。昭和初期には園内に猿や熊、鳥などの動物小屋が置かれ、昭和 7 年には蓮池にラジオ塔が設置された。また、大河津分水通水に伴って破堤の心配がなくなると、昭和 9 年以降、公園に接する信濃川の岸の埋め立てが進み、運動場が建設された。これにより公園と信濃川の景観の接続性は断たれることになった。戦中も戦争関係の集会等に利用された白山公園は、戦後、戦災復興の博覧会場となり、また戦争中に撤去された熊などの動物舎が再び園内に並んだ。昭和 39 年の新潟地震では白山公園においても被害があった。その後動物舎を減らし、滝を設置するなどの改修工事が行われた。

白山公園は造営以来これまで何度かその範囲を拡大してきた。拡大した部分は「新公園」と呼ばれ、旧来の区域と区別されている。周囲は都市化が進み、かつて公園から見えた外部の景観を見ることはできなくなったが、開設当初に造成された旧来の区域は往時から大きな改修を受けていない。敷地は東西に長く、東に「瓢箪池」、西に「蓮池」が造られている。瓢箪池と蓮池の間には築山「美由岐賀岡」が設けられ、園内には園路がめぐる。また随所に景石や石燈籠を設置しているほか、造営の由来を示す「新潟遊園碑」をはじめ、多くの石碑が建つ。植栽については、マツ類、ウメを中心に、サクラ類等の高木のほか、ツツジ類等の低木、フジ等様々な植物が植えられている。

以上のように、白山公園は、明治初期に造られ、その後空間構成を大きく変えることなく、現在まで維持されている。日本公園史における学術上の価値、観賞上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

（３）主要部解説

白山公園は、平成初期の改修時に「日本庭園ゾーン」と「遊具・動物ゾーン」に区分し、平成９年（1997）に偕楽館跡地に旧齋藤家住宅の座敷棟（燕喜館）を移築した後は、大規模な変更はなく現在に至っている。

①Ⅰ地区

Ⅰ地区は、白山公園の北西側の区画で、「明治 40 年白山神社神苑図」に梅林として描かれている。平成初期の改修時に「遊具・動物ゾーン」と位置づけて、公園内に分散していた遊具・動物小屋を遊戯広場に集約し、梅林とともに公開している。

現状は、県道（白山停車場女池線）に面した北側に西堀口があり、西側と北側は白山神社参道に面している。東側は白山神社との境界部に石積水路があり、一番堀と蓮池をつないでいたかつての名残りをとどめる。また、この水路には、昭和 16 年（1941）に参道に設置された石造の玉橋（太鼓橋）が、昭和 53 年（1978）に移設されている。動物小屋は１棟あるが飼育動物はいない。



Ⅰ地区　遊具広場

②Ⅱ地区

白山公園を開設時に設けた蓮池を中心に、市民茶亭（遊神）、獅子山、東屋が配置され、それらを周回する園路や朱色の偕楽館橋がある。

毎年８月の新潟まつりの頃にハスの花は最盛期を迎え、蓮池の水面は人の背丈を超す葉で覆われる。また、蓮池の中に建つラジオ塔は、全国から懸賞募集して決めたデザインを採用して昭和７年（1932）に設置したものである。散策しながら放送に耳を傾ける人も多く、ラ

ジオ塔は白山公園の名物の一つとなり、蓮池とラジオ塔の風景は絵葉書の定番となった。

市民茶亭（遊神）は、茶道の各流派・茶店・菓子店などが協力して昭和 45 年（1970）に建設し、市に寄贈した施設である。昭和 62 年（1987）の改修で、前庭として飛石・水琴窟、築山などで整えられた。茶道グループが毎月「市民呈茶席」を開くなど、市民の活動が行われている。



Ⅱ地区　初夏の蓮池の中のラジオ塔、東屋

③Ⅲ地区

明治 11 年（1878）に明治天皇の野立所として造られた築山が美由岐賀岡で、瓢箪池・蓮池の両方を見渡せる。瓢箪池南側のほとりに藤棚があるが、かつて松江亭（明治 45 年（1912）建設）という茶店が営業し、同年設置された噴水とともに写る風景も、白山公園の絵葉書になっている。

美由岐賀岡が造営された頃は信濃川の川縁が近く、川越しに弥彦山や角田山を望むことができた。現在は、松林を背景にして、頂部に新潟遊園碑（明治 6 年（1873）建立し、のちに現在地に移設）、美由岐賀岡碑（明治 45 年（1912）建立）、楠本正隆銅像（平成元年（1989）建立）が建つ。

新潟遊園碑には、白山公園開設の由来が記されている。



美由岐賀岡に建つ楠本正隆銅像



Ⅲ地区　美由岐賀岡から瓢箪池を望む

④Ⅳ地区

瓢箪池の東側を周回できる園路があり、最奥部にある滝口は昭和 40 年（1965）に新設されたもので、岩組付近はヤマモミジ・ネズミモチ・モッコク等の実生木が多く、周囲はクロマツ等の高木に囲まれる。瓢箪池北側の県道沿いに、市民の有志が建立した明和義人顕彰碑、尊王思想家であった竹内式部の碑等が並んでいる。県民の心身を壮健にする目的で造られた白山公園は、やがて式典行事の場、社会活動の場としての利用が増え、関連する記念碑も建てられた。白山神社参道の付近は、平成初期の改修により遊具類を撤去し、芝生広場に変更した。





Ⅳ地区　瓢箪池周辺（園路及び芝生広場）

⑤Ⅴ地区

燕喜館は、平成９年（1997）に、旧齋藤家住宅の座敷棟を移築した公園施設の一つで登録有形文化財（建造物）である。座敷は一般公開しており、白山公園を眺めることができるほか、有料で貸室利用・喫茶提供も行っている。燕喜館は南側から入る正門を設けており、白山公園の動線を分けている。





Ⅴ地区　燕喜館

⑥その他（指定地外）

名勝指定地の間に白山神社の境内地（参道）がある。また、名勝指定地の東南部に管理施設（倉庫、管理事務所、ポンプ小屋）を設置している。



白山神社参道



白山公園管理施設

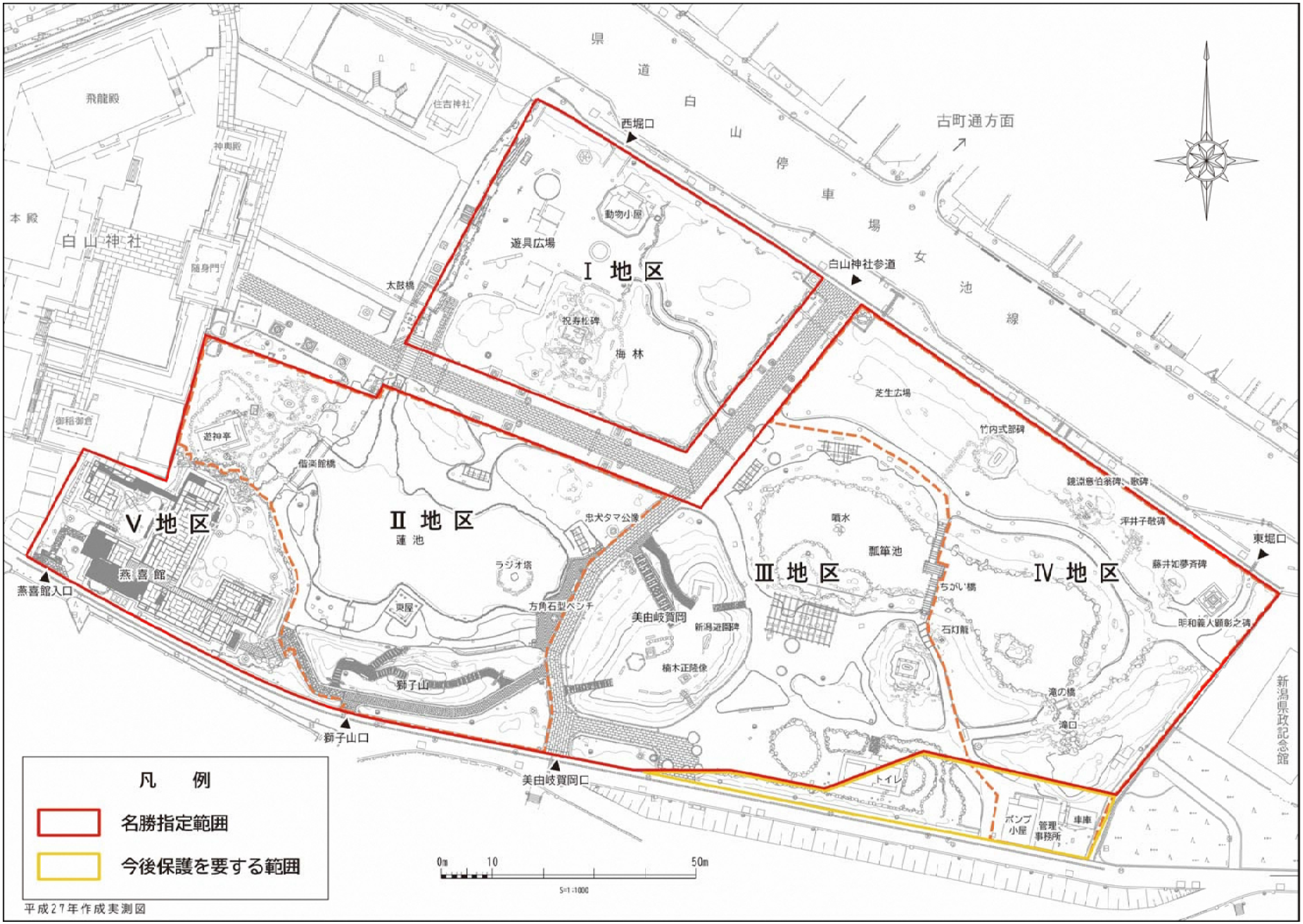


図４　名勝白山公園　配置図

４．白山公園の歴史的変遷

（１）関連年表

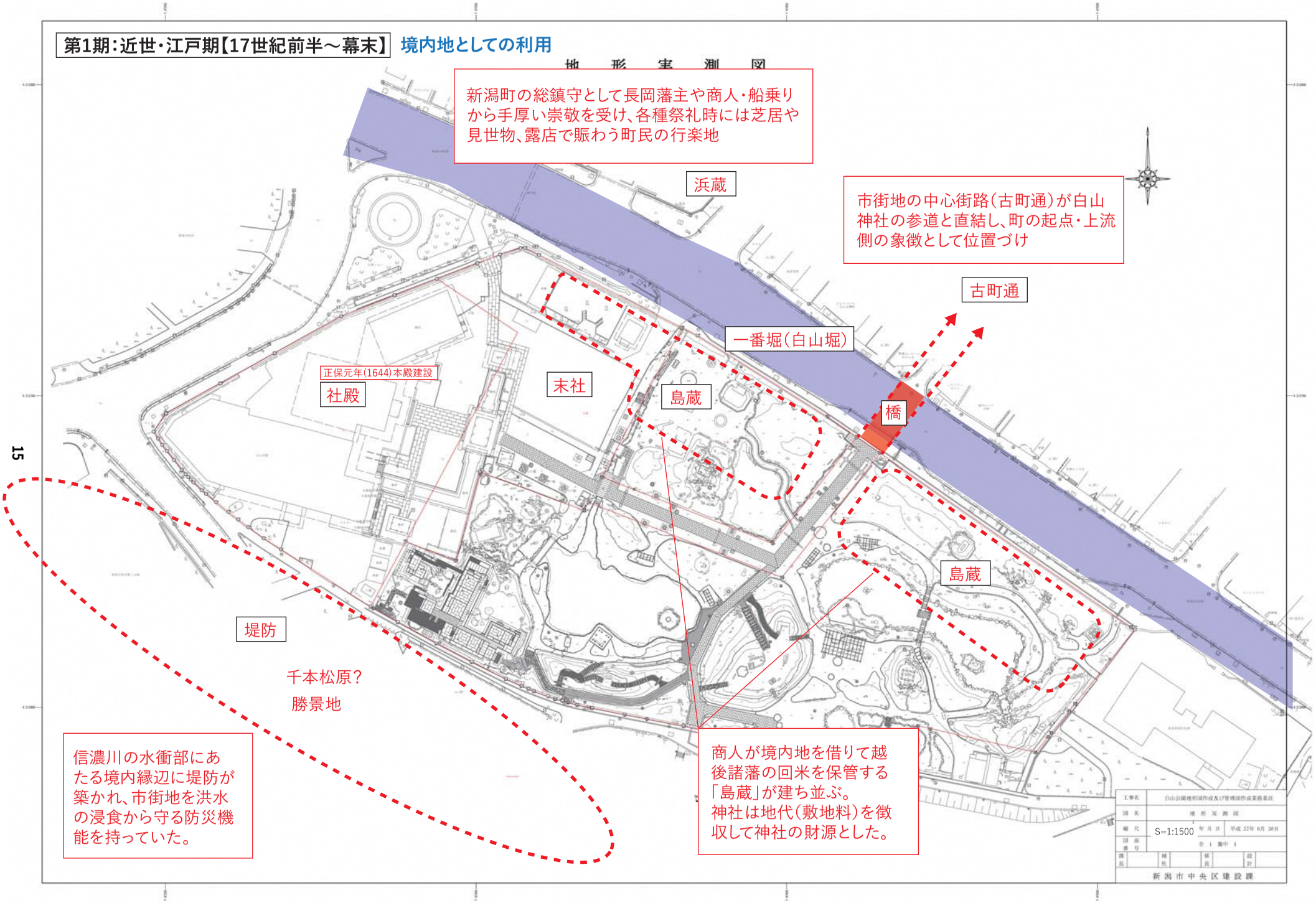
年　代		記　事
1617	元和 3	7 月、堀直寄は新潟町に対し、新たな町建てを命じる。
1633	寛永 10	長岡藩は白山神社の神体を観音像に納めて本地仏にし、宝亀院を別院にしたという。（伝）
1631	寛永 8	9 月、阿賀野川の洪水で、信濃川と阿賀野川を結ぶ賀茂屋堀が決壊し、阿賀野川と信濃川が合流する。
1638	寛永 15	2 月、長岡藩は新潟町の移転を幕府に申請する。
1644	正保元	現在の白山神社本殿を建てたという。（正保 4 年竣工）
1645	正保 2	国絵図に「白山島」の記載あり。※新潟湊がほとんど機能していない
1653	承応 2	9 月、長岡藩が新潟白山社領の一部を削減し、平島村の 30 石を同社に寄進する。 白山神社は、新たに掘られた白山堀（後の一番堀）と信濃川の間の社周りの社地を除いて、新しい町の用地として白山島を取り上げられた。この時神社境内地が定められた。
1654	承応 3	2 月、新潟町の白山島移転願いを幕府が許可する。
1655	明暦 1	新潟町が白山島へ移転する。
1655～58	明暦ころ	日本海側から下関を経て大坂へ至る西回りの航路が整備され、新潟を訪れる回船が増加した。
1688～1704	元禄年間	白山神社の境内地には、諸藩への回米保管を主として、町民が神社から土地を借りて蔵を建てていた。これらを「島蔵」と称した。神社は地代を徴収していた。
1871	明治 4	太政官布告第 4 号（社寺上知令）白山神社境内地は官有地として、新潟県の管轄になる。
1872	明治 5	楠本正隆が新潟県令として赴任。敷地内の神主の家や蔵・社・祠・狛犬などを取り払って「白山遊歩場」の工事が始まる。この時島蔵も取り壊される。10 月、宮浦堀着工。
1873	明治 6	7 月、新潟遊園碑が建つ。公園の管理は新潟町。
1873	明治 7	博覧会が開催される。
1878	明治 11	9 月、明治天皇が巡幸し、美由岐賀岡が築かれる。明治天皇は白山公園内に建てた物品陳列所を会場として開催されていた勧業勧業小博覧会を見学した。博覧会終了後物品陳列所は新潟博物館（県産品陳列）となったが、三年足らずで廃止される。※この頃「新潟公園真景」発行。
1881	明治 14	5 月、現燕喜館付近に公衆会合所「偕楽館」が開館する。料亭に貸与。 公園施設と資本金が新潟区の共有財産となる。
1883	明治 16	3 月、県会議事堂（現県政記念館）が建つ。
1885	明治 18	新潟区から県へ公園を移管。
1889	明治 22	「動物館」開館。（同 25 年には一部を残して廃止。）

年　代		記　事
1890	明治 23	12 月、公園の建物や樹木、運営するための資本金などが県から市に引き渡された。
1894	明治 27	3 月、白山公園で明治天皇の銀婚の祝典が開催される。
1896	明治 29	5 月、白山公園で遼東半島還付紀念大会が開催される。
1901	明治 34	8 月、現市庁舎本館敷地に新潟県物産陳列館が建ち、共進会が開催される。
1904	明治 37	2 月、白山公園で「旅順戦勝」の祝勝会が開催される。
1905	明治 38	12 月、藤井如夢斎の碑の建設が許可され、起工する（除幕年月不明)。
1907	明治 40	4 月、昭忠碑が建つ。
1911	明治 44	4 月、白山新公園（現市庁舎分館敷地）がすべて公園地に編入される。
1912	明治 45	松江亭が開店する。瓢箪池の噴水ができる。
1913	大正 2	5 月、白山公園に竹内式部の顕彰碑が建つ。
1913	大正 3	4 月、白山公園で新潟市と沼垂町の合併祝賀会が開催される。 8 月、白山公園が「日本の都市公園一〇〇選」に選ばれる。新潟市庁舎本館が開庁する。
1916	大正 5	9 月、白山公園で竹内式部顕彰碑の建碑式が行われる。※この頃市も正式に「白山公園」と使用か。
1917	大正 6	市教育会が白山公園に運動器具を設置する
1918	大正 7	7 月、白山公園に集まった人々が米騒動を起こす。
1923	大正 12	白山新公園にグラウンドができる。
1924	大正 13	1 月、礎公園が開園する。
1928	昭和 3	9 月、明和義人の顕彰碑が建つ。
1929	昭和 4	8 月、猿小屋ができる。
1930	昭和 5	10 月、白山新公園に県物産陳列館が移築され、市商工奨励館になる。
1931	昭和 6	8 月、昭和橋が開通する。 12 月、白山新公園で満州事変戦死者の市葬が挙行される。
1932	昭和 7	8 月、現市庁舎本館敷地に県庁舎が建つ。 11 月、蓮池にラジオ塔ができる。 11 月、白山公園で満蒙権益擁護市民大会が開催される。
1933	昭和 8	6 月、市役所が焼失し、商工奨励館が仮庁舎になる（昭和 17 年 1 月まで)。 7 月、新潟電鉄県庁前駅が開業する（平成 4 年 3 月廃業)。
1934	昭和 9	4 月、白山公園地先信濃川の埋め立て工事が始まる。 11 月、旧県会議事堂が新潟県郷土博物館になる。
1937	昭和 12	6 月、白山公園地先埋め立て地に総合運動場が竣工する。 忠犬タマ公像が建つ。
1938	昭和 13	11 月、新潟市公会堂の落成式が挙行される。
1943	昭和 18	白山公園の忠犬タマ公像が供出。
1945	昭和 20	7 月、白山新公園に撃墜されたＢ29 が展示される。 9 月、ＧＨＱが公会堂に新潟軍政部を置く。
1948	昭和 23	6 月、白山新公園に市立白山高校が開校する。

年　代		記　事
1953	昭和 28	7 月、新潟県産業観光大博覧会が総合運動場で開催される。 12 月、白山新公園に新潟県立図書館が移転、開館する。
1959	昭和 34	4 月、忠犬タマ公像が再建される。
1960	昭和 35	11 月、新潟市体育館が開館する。
1961	昭和 36	12 月、白山新公園に県庁舎分館が竣工し、新公園は県庁舎敷地となる。
1964	昭和 39	3 月、一番堀・宮浦堀が埋め立てられる。 6 月、新潟国体が開催される。新潟地震が起こる。
1967	昭和 42	11 月、新潟県民会館が開館する。
1969	昭和 44	3 月、旧新潟県会議事堂が国指定重要文化財に指定される。
1970	昭和 45	9 月、市民茶亭「遊神」が建つ。(市民茶会 20 周年記念事業) 12 月、信濃川公園計画が発表される。
1972	昭和 47	動物舎を減らし、滝を設置するなどの白山公園改造工事が実施される。
1975	昭和 50	4 月、県政記念館が開館する。
1977	昭和 52	11 月、新潟市音楽文化会館が開館する。
1985	昭和 60	1 月、新潟市第三次総合計画に白山公園地区のセントラルパーク化が盛り込まれる。 10 月、新潟県庁舎が新光町へ移転し、旧庁舎は解体される。
1987	昭和 62	10 月、白山公園の大改修工事が始まる（平成 4 年まで)。
1988	昭和 63	7 月、昭和大橋－ＪＲ越後線鉄橋間のやすらぎ堤ができる。
1989	平成元	4 月、楠本正隆像が建つ。 8 月、白山公園が「日本の都市公園 100 選」に選ばれる。新潟市庁舎本館が開庁する。
1994	平成 6	12 月、ポケットパーク一番堀広場ができる。
1997	平成 9	9 月、燕喜館が開館する。
1998	平成 10	10 月、市民芸術文化会館周辺が白山公園に編入される。市民芸術文化会館が開館する。
2000	平成 12	4 月、燕喜館が国登録有形文化財となる。
2009	平成 21	9 月、第 64 回国民体育大会（トキめき新潟国体）が開催される。
2013	平成 25	6 月、ラジオ塔破損
2015	平成 27	6 月、ラジオ塔修理

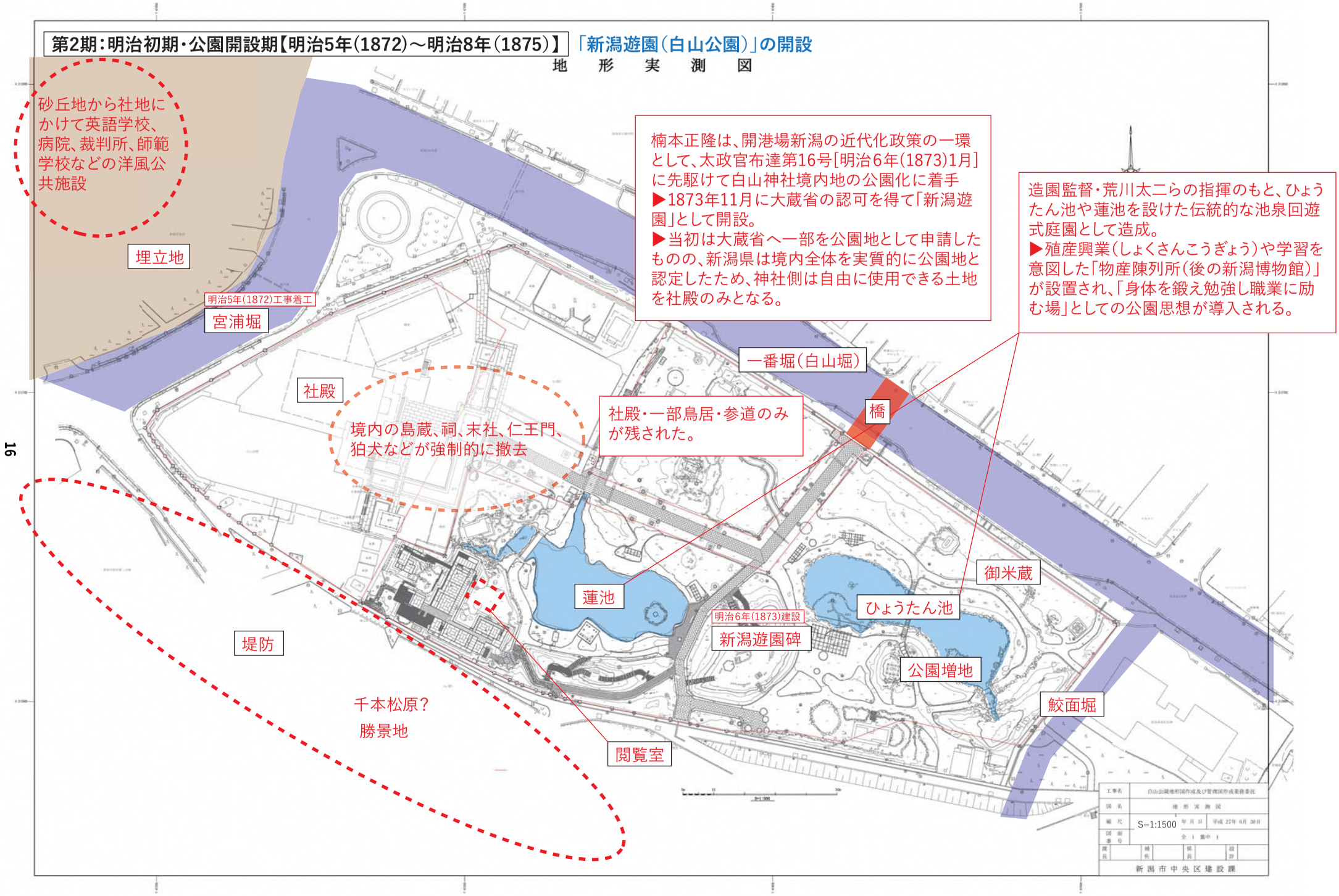
※参考文献　『新潟白山神社史』、『新潟歴史双書 4　白山公園あたり』、旧版『新潟市史』,『新潟市史　通史編 1 』

第1期：近世・江戸期【17世紀前半～幕末】 境内地としての利用



第2期：明治初期・公園開設期【明治5年(1872)～明治8年(1875)】 「新潟遊園(白山公園)」の開設

地　形　実　測　図



第3期：明治中期・発展と地域管理期【明治9年(1876)～明治22年(1889)】 天皇行幸・眺望名所化

地　形　実　測　図

明治13年(1880)「白山遊園之図」



・楠本県令退任後、多額の資本金賦課を求めた県に対し、町民側(第一大区惣代ら)は経費を縮小した「現状維持管理」を直訴して認めさせた。
・明治12年(1879)の新潟区発足以降は「共有財産管理規則」を定め、公園施設や資本金を区の共有財産として、区費により区民の手で自律的に維持管理された[明治18年(1885)～明治19年(1986)に一時県へ移管された際も実務は区が担った]。

明治10年(1877)頃
料理屋緑亭
・延寿亭・たち虎

埋立地

宮浦堀

一番堀(白山堀)

白山神社

動物園
明治22年(1889)開館
明治25年(1892)一部残し廃止

橋

堤防

堤外地(河川敷側)に信濃川を望む料理屋(緑亭、延寿亭など)が並び、鑑賞用の夜花火大会が開催されるようになった。

偕楽館
明治14年(1881)5月1日開館

蓮池

ひょうたん池

美由岐賀岡

明治11年(1878)の明治天皇新潟巡幸に合わせ、信濃川やその向こうにそびえる弥彦山・角田山・越後山脈を遠望できるよう蓮池東端に築山が造成され、行幸後に「美由岐賀岡(みゆきがおか)」と名付けられた。

鮫面堀

明治16年(1883)建設
新潟県議会旧議事堂

工事名	白山公園地形図作成及び管理図作成業務委託
図名	地形実測図
縮尺	S=1:1500
図面番号	

新潟市中央区建設課

第4期：明治後期～近代定着期【明治23年(1890)～大正期】 新潟市への移管

地　形　実　測　図

・明治22年(1889)の市制施行に伴い、明治23年(1890)に公園の管理・施設・資本金が県から新潟市へ正式に移管された。市は一般会計とは別建ての独立採算制(資本金利子や土地貸付料)で運営を行った。
・明治27年(1894)の明治天皇銀婚式典を機に、公園は政治的・社会的活動の大規模集会所として定着し、明治33年(1900)には市会に公園改良委員会が置かれ、衛生・美観の近代化が進められた。
・行政上の呼称(新潟公園)と市民の呼称(白山公園)が長年混在していたが、市民感情の定着を受けて大正5年(1916)の公園条例制定時に正式名称も「白山公園」となった。


明治40年白山神社神苑図

明治34年(1901)建設
物産陳列所
埋立地
宮浦堀
一番堀(白山堀)
社殿
橋
堤防
明治38年(1905)藤井如夢斎の碑建設
明治40年(1907)昭忠碑建設
大正2年(1913)竹内式部の顕彰碑建設
明治45年(1912)建設
噴水
蓮池
ひょうたん池
美由岐賀岡
松江亭
明治45年(1912)開店
新潟県議会旧議事堂

明治23年(1890)年代～明治33年(1900)年代にかけて信濃川の流路変動により、公園前面(西側)に巨大な砂州・中州が急速に発達・堆積[明治25年(1892)には師範学校の運動会場に利用、明治36年(1903)には事実上公園化⇒「白山新公園」と呼ばれる]。

中州の陸地化により、かつて誇った信濃川越しの弥彦山などの眺望が失われ、旧堤防が果たしていた市街地防護の意義も薄れた。

工事名	白山公園地形図作成及び管理図作成業務委託		
図名	地形実測図		
縮尺	S=1:1500	年月日	平成 22年 6月 30日
図面番号		全 1 葉中 1	
課長	係長	係長	設計

新潟市中央区建設課

第5期：昭和期

地　形　実　測　図


昭和30年の太鼓橋からの本殿

宮浦堀
昭和39年(1964)埋め立てられる

社務所

社殿

白山会館

随神門

昭和45年(1970)建設
市民茶亭遊神

一番堀(白山堀)
昭和39年(1964)埋め立てられる

動物舎
昭和4年(1929)猿小屋設置
昭和47年(1972)動物舎減らす

梅林

昭和3年(1928)明和義人の顕彰碑建設

昭和7年(1932)建設
ラジオ塔

蓮池

ひょうたん池

美由岐賀岡

昭和50年(1975)開館
新潟県政記念館

昭和47年(1972)改造工事で設置
滝

昭和9年(1934)白山公園地先信濃川の
埋め立て工事が始まり、昭和12年(1937)
埋立地に総合運動場が竣工。

工事名	白山公園地形図作成及び管理図作成業務委託		
図名	地形実測図		
縮尺	S=1:1500	年月日	平成 22年 6月 30日
図面番号		全 1 葉中 1	
課長	係長	係長	設計

新潟市中央区建設課

第6期：現在～令和8年(2026)

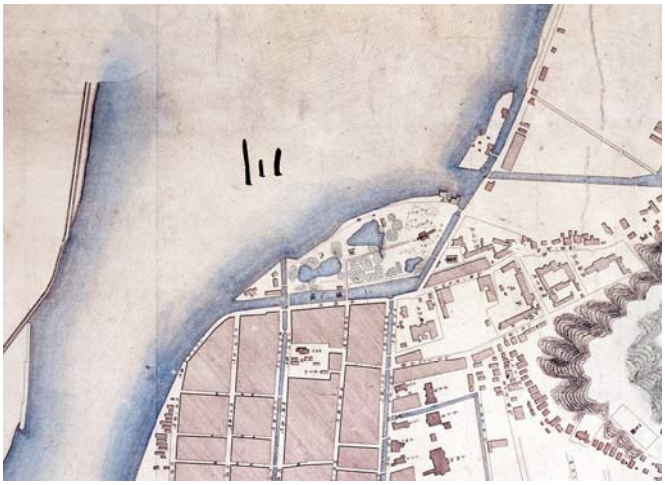
地　形　実　測　図



（２）歴史資料（絵図・古写真・観光絵葉書等）



新潟町横町蔵屋敷銘々面付絵図（寛政７年（1795））新潟市歴史博物館



新潟港全図（明治 14 年（1881））新潟大神宮



白山遊園之図（明治 14 年（1881））新潟県立図書館



白山神社神苑図（明治 40 年（1907））白山神社



新潟遊園碑

新潟遊園碑〈碑文〉

新潟遊園記　　太政大臣　従一位　三条実美卿　表額

嗚呼園可遊也。鬱乎其樹噴酸素、豁乎其境通大気。螺径可歩、沼沚可眄。亭榭可憩、橋梁可倚。以養其精神、以健其身体。神之養体之健、所以資勉強也。夫人之在世也、無貴無賤、皆以力自食、而不求於人。無貧無富、以天下為己任、而不譲乎衆。蓋天下以人而立、不独以政府而立。故一人一日之遊惰廃業、即係天下一人一日之損傷。若以幾千人幾百日之遊惰廃業計之、則招天下幾千万之損傷。不可以交際、不可以戦闘。地大雖如魯米、何異東洋之一孤島。物阜雖如英仏、不過北海之僻地。故余常謂、開化之本在勉強、勉強之本在健身体養精神。遊園之設其可止乎哉。余嘗歴遊海外、皆有遊園、林樾茂密、沼地清瑩、異芳発而蘚麗、佳木秀而掩映。貴族往焉、豪商馳焉、美女如玉、車馬如織。恍疑人世間亦有何遊観可以代此也。而荷蘭之制、寓博物館動物園于其中。使運動之間、証古今窮物理、最為簡且該矣。今茲癸酉余遊越後、新潟県令楠本正隆君、励精図治、凡旧慣可改亟改之、新利可興者速興之。県之西南隙地有、周囲寛宏、眺嘱明媚。信水引流、彦山送青。天然風景巻供園中。詢為形勝之区、頃請政府以為遊園、方興土工、官吏有捐給資費者、県民有醵金助役者。而其規模略、倚倣荷蘭之制。乃告諭衆曰、凡遊此園者、以運動為務、無以遊惰為嬉、以養生為限、無以廃業為恬畜汝精鋭、施汝職業、於是治下之民莫不奮起、勉励各服其職。夫越後大国、負山枕海。若夫鑿鉱牧畜整港修路之類、州民能勉力従事、奉県令之意、則越後全州一百里内之民力尽挙矣。推而及之日本全国、三千万之人民皆如越人。則三府六十県之民力尽挙矣、夫如此然後、可以交際、可以戦闘、可以与各国並立。遊園之設其可止哉。県令属余為文記之。余美県令之励治州民之協力、於是乎書。

明治六年七月　　従四位　秋月種樹　撰文

新潟遊園碑〈書き下し〉

新潟遊園記　　太政大臣　従一位　三条実美卿　表額

嗚呼、園や遊ぶべきなり。鬱乎たる其の樹は酸素を噴き、豁乎たる其の境は大気を通ず。螺径は歩むべく、沼沚は眄むべし。亭榭は憩うべく、橋梁は倚るべし。以て其の精神を養い、以て其の身体を健やかにす。神の養と体の健とは、勉強に資する所以なり。夫れ人の世に在るや、貴と無く賤と無く、皆力むることを以て自ら食し、而して人に求めず。貧と無く富と無く、天下を以て己の任と為し、而して衆に譲らず。蓋し天下は人を以て立ち、独り政府を以て立たず。故に一人一日の遊惰廃業は、即ち天下一人一日の損傷に係る。若し幾千人幾百日の遊惰廃業を以てこれを計れば、則ち天下幾千万の損傷を招かん。以て交際すべからず、以て戦闘すべからず。地の大なること魯米の如きと雖も、何ぞ東洋の一孤島と異ならず。物の阜なること英仏の如きと雖も、北海の僻地に過ぎず。故に余常謂、開化の本は勉強に在り、勉強の本は身体を健やかにし精神を養うに在り。遊園の設け其れ止むべけんやと。余嘗て海外を歴遊するに、皆遊園有り、林樾は茂密、沼地は清瑩、異芳発して蘚は麗しく、佳木は秀でて掩映す。貴族は往き、豪商は馳せ、美女は玉の如く、車馬は織るが如し。恍として人の世間に亦、何の遊観が有りて以てこれに代るべきやと疑えり。而して荷蘭の制は、博物館・動物園を其の中に寓し、運動の間に、古今を証し物理を窮めしむ。最も簡にして且つ該と為す。今茲癸酉、余越後に遊ぶ。新潟県令・楠本正隆君は、励精して治を図り、凡そ旧慣にして改むべきは亟かにこれを改め、新たな利の興すべきは速かにこれを興す。県の西南に隙地有り、周囲は寛宏にして、眺嘱明媚。信水は引流し、彦山は青を送る。天然の風景巻まりて園中に供せり。詢に形勝の区たり。頃、政府に請いて以て遊園となし、方に土工を興す。官吏は給を捐て費に資する者有り、県民は醵金して役を助くる者有り。而して其の規模は略ぼ、荷蘭の制に倣うに倚れり。乃ち衆に告諭して曰く、凡そこの園に遊ぶ者は、運動を以て務めと為し、遊惰を以て嬉しみと為すこと無かれ、養生を以て限りと為し、廃業を以て恬と為すこと無かれ。汝の精鋭を蓄えて、汝の職業に施せ、是において、治下の民奮起せざる莫し、勉励して各、其の職に服す。夫れ越後は大国にして、山を負い海を枕とす。若し夫れ鉱を鑿ち畜を牧し港を整え路を修めるの類は、州民能く力を勉めて従事し、県令の意を奉ずれば、則ち越後全州、一百里内の民力は尽く挙がらん。推してこれを日本全国に及ぼせば、三千万の人民、皆な越人の如くならん。則ち三府六十県の民力は尽く挙がらん。夫れかくの如くして然る後、以て交際すべく、以て戦闘すべく、以て各国と並び立つべし。遊園の設け其れ止むべけんや。県令、余に属して文を為し、これを記さしむ。余、県令の治に励み、州民の協力を美しとして、ここにおいて書す。

明治六年七月　　従四位　秋月種樹　撰文



【明治期】造園中の白山公園



【明治期】白山公園御野立所



【明治期】白山公園ひょうたん池



【大正期】新潟白山公園松江亭



【大正期】新潟白山公園



【大正期】新潟白山公園



【昭和期】一番堀



【昭和期】ラジオ塔と蓮池



【昭和期】昭和 30 年代末の旧公園俯瞰

５．白山公園及びその周辺地域の景観保全等の規制



図５　都市計画上の位置づけ（用途地域・都市計画公園）



図 6　白山風致地区（都市計画法）

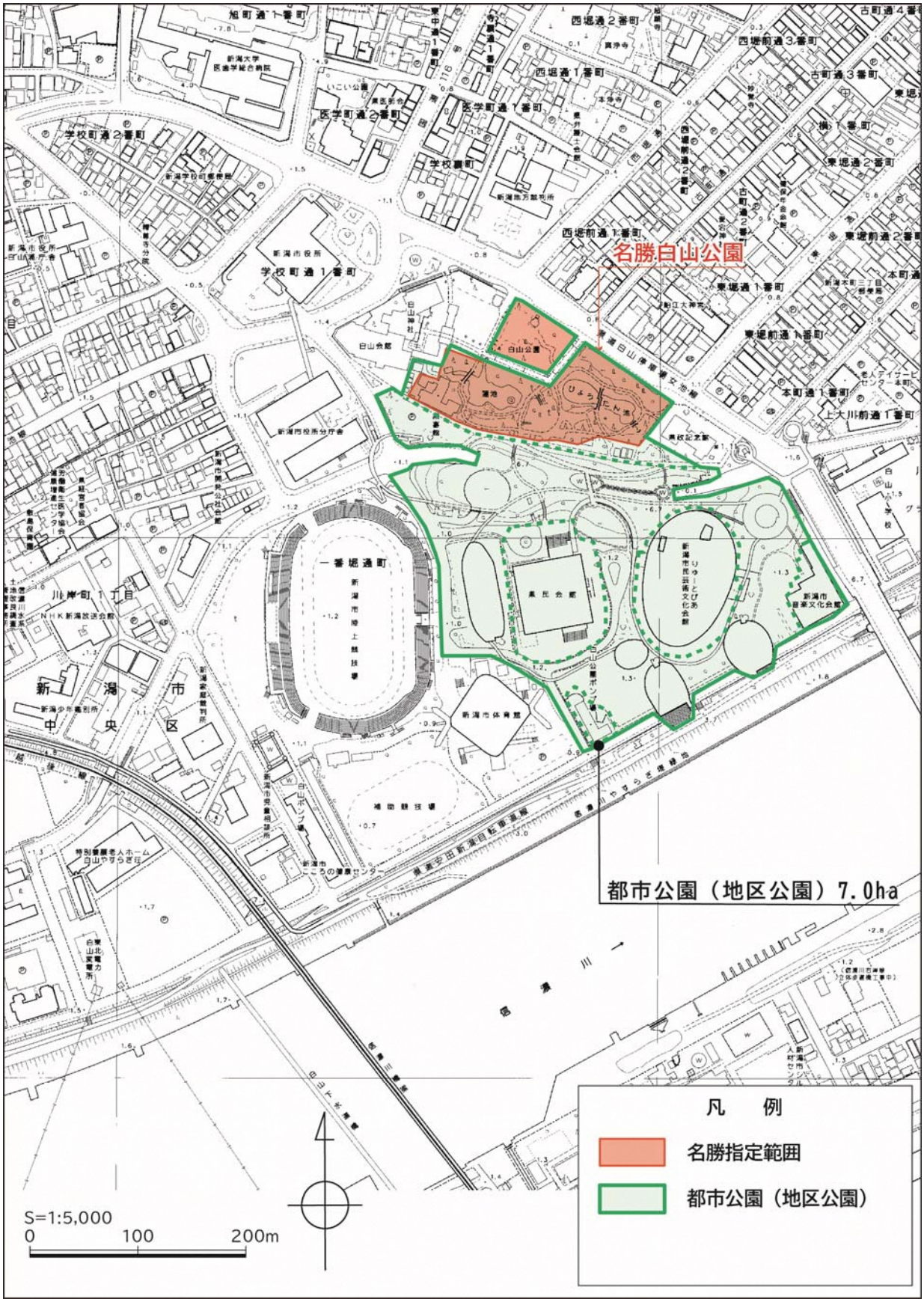


図７　都市公園（都市公園法）